

3. 老人医療費助成制度について

(1) 北斗市老人医療費助成制度の経緯と概要

① 制度創設の背景

昭和48年、老人福祉法による老人医療費の無料化制度を受けて、国の制度を補う形で北斗市独自の老人医療費助成を創設し、以後、国や道の関係制度改正にあわせて市の助成制度も見直しを重ね、現在では市民に定着している制度

② 主な制度の変遷 <国や道を含めた制度の変遷/参考1>

昭和48年	対象者要件から所得制限をなくして実施
昭和50年	対象年齢を69歳に拡大
昭和53年	対象年齢を68歳に拡大 (道が65~69歳を対象とした老人医療給付事業を開始) 対象年齢を65歳までに再拡大
昭和58年	(国の老人保険制度によって老人医療費の一部負担が開始) 老人医療費の一部負担を全額助成(実質的な無料化を継続)
平成14年	老人医療費の全額助成を受給者の1割負担へと改正 対象年齢を引き上げずに継続(国は段階的に75歳へ)
平成16年	(道は老人医療費給付事業の段階的な廃止を決定) 65歳以上への助成を段階的に廃止し、68歳以上を継続
平成18年	合併により北斗市の老人医療費助成制度に統一 ・対象年齢を68歳以上とし、所得制限を設けない。 ・外来は月400円、入院は1日300円を助成
平成20年	現在の制度へ改正

③ 制度の概要

ア 70歳以上の方への助成

- ・医療機関(調剤を除く)で支払った医療費について、次の額を助成
 - ・外来は、1月400円までを助成
 - ・入院は、1日300円を助成(ただし、2月までに限る)

イ 68歳及び69歳の方への助成

- ・70歳以上の医療費負担(1割)と同等の負担となるよう助成
- ・医療機関で支払う医療費負担(3割)の内、2割分を助成
- ・自己負担限度額を70歳以上と同額とし、この限度額を超える高額療養費を助成
- ・外来、入院の一部負担金も70歳以上と同様に助成

(2) 老人医療費助成制度を取り巻く状況の変化

① 68歳及び69歳の対象者への助成方法の変更

ア 平成20年3月までは現物給付方式による助成

- ・対象者が医療機関での医療費を支払う際に、2割の助成分を差し引いた1割の自己負担額を支払うことが可能であったため、対象者の申請行為は不要であったこと。

イ 平成20年4月以降は償還払い方式による助成

- ・道による老人医療給付事業の廃止に伴い、上記の現物給付方式による取扱いができなくなったことで、対象者が市役所に医療機関の領収書を持参して申請する方法へ変更したこと。
- ・このことによって、対象者が申請されない場合は助成を受けられないことになったこと。

② 高齢化の進展

ア 高齢化率

- ・制度開始当時の旧上磯町の高齢化率 8.0% (昭50年国勢調査)
- ・平成22年11月現在の北斗市の高齢化率 22.3%

イ 平均寿命 (全国)

- ・昭和48年 男性70.70歳、女性76.02歳
- ・平成21年 男性79.59歳、女性86.44歳

(3) 老人医療費助成制度による助成額の推移 (過去3カ年)

	医療費の2割助成 (68歳及び69歳)	高額療養費助成 (68歳及び69歳)	外来・入院の一部 助成(68歳以上)	計
H20	53,314,488円	3,485,202円	29,968,894円	86,768,584円
H21	50,825,283円	2,365,943円	35,550,218円	88,741,444円
H22	50,579,665円	2,047,838円	36,382,604円	89,010,107円

※ 詳細は参考2